



浦添市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 16 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第37号

浦添市会計規則の一部を改正する規則

浦添市会計規則（平成17年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（調定の通知）

第21条 課長等は、前4条の規定により収入金の調定をしたときは、財務会計システムへの登録（会計管理者が必要と認める場合にあっては調定書の送付）により、速やかに会計管理者に送付しなければならない。

第40条第2項第3号中「及び」を「又は」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

（自動口座振替による支払）

第68条の2 政令第161条第1項第8号、同項第9号、同項第13号及び同項第14号に掲げる経費については、自動口座振替（債権者が指定した期日に市の預金口座から債権者の預金口座に資金を振り替えることをいう。）により支払うことができる。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

浦添市会計規則（平成17年規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市会計規則 平成17年 3 月31日 規則第15号 注 平成26年 3 月から改正経過を注記した。 <u>（調定の通知）</u> 第21条 課長等は、前4条の規定により収入金の調定をしたときは、 <u>直ちに調定書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。</u> （請求書による原則） 第40条 〔略〕 2 支出命令票には、原則として次の各号の区分に応じて当該各号に定める要件の記載又は関係書類の添付をしなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 物件の供給等に関するもの 用途、品名、種別、規格、数量、単価等の記載<u>及び</u>納品書、契約書の写し等の添付 (4)～(7) 〔略〕 3～6 〔略〕 〔新設〕	浦添市会計規則 平成17年 3 月31日 規則第15号 注 平成26年 3 月から改正経過を注記した。 <u>（調定の通知）</u> 第21条 課長等は、前4条の規定により収入金の調定をしたときは、 <u>財務会計システムへの登録（会計管理者が必要と認める場合にあっては調定書の送付）により、速やかに会計管理者に送付しなければならない。</u> （請求書による原則） 第40条 〔略〕 2 支出命令票には、原則として次の各号の区分に応じて当該各号に定める要件の記載又は関係書類の添付をしなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 物件の供給等に関するもの 用途、品名、種別、規格、数量、単価等の記載<u>又は</u>納品書、契約書の写し等の添付 (4)～(7) 〔略〕 3～6 〔略〕 <u>（自動口座振替による支払）</u> 第68条の2 政令第161条第1項第8号、同項第9号、同項第13号及び

同項第14号に掲げる経費については、自動口座振替（債権者が指定した期日に市の預金口座から債権者の預金口座に資金を振り替えることをいう。）により支払うことができる。